日本を元気にする会	支部の数	三	平成二十七年三月九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三	
次世代の党	支部の数	八四	平成二十七年三月二十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八四	
生活の党と山本太郎となかまたち	支部の数	四八	平成二十七年三月二十七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四八	
自由民主党	支部の数	七五〇七	平成二十七年四月七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五〇七	
自由民主党	支部の数	七五三五	平成二十七年四月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五三五	
維新の党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏　名	平成二十七年四月十五日
		上西小百合	
民主党	支部の数	四八八	平成二十七年四月二十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四八八	
維新の党	所属国会議員の住所	神奈川県横浜市中区本牧和田二一―九	平成二十七年四月二十八日
		愛知県一宮市天王一―四―六	
		東京都世田谷区玉川一―一五―四	
日本を元気にする会	主たる事務所の所在地	東京都北区上十条二―二五―一四	平成二十七年四月二十八日
維新の党	支部の数	一八一	平成二十七年四月二十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一八一	
維新の党	支部の数	一八〇	平成二十七年四月二十八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一八〇	

次世代の党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏　名	平成二十七年五月一日
		園田　博之	
		住　所	
		熊本県天草市古川町一一一三	
		選出区分	
		衆議院議員　熊本県第四区	
		選挙期日	
		平成二十六年十二月十四日	
		同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していた。	
自由民主党	支部の数うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五三四	平成二十七年五月二十日
		七五三四	
維新の党	代表者	氏　名	平成二十七年五月二十五日
		松野　頼久	
		住　所	
		熊本県熊本市中央区坪井四―三―三五	
		生年月日	
		昭和三十五年九月十九日	
		選任年月日	
		平成二十七年五月十九日	

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３２５号

大阪府箕面市半町３丁目13番31―203号

債務者　松尾　繁

1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８号

大阪府茨木市太田２丁目６番15号　コー求寺貞20―４号

債務者　岩本　景子

1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１５８号

大阪府茨木市太田２丁目６番15号　コー求寺貞20―４号

債務者　岩本　景子

1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４３号

大阪府高槻市竹の内町59番３号

債務者　貴子

1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで

大阪地方裁判所第６民事部